

令和3年4月26日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた本市の対応について

■概要

令和3年4月24日に埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、知事が定める「まん延防止等重点措置」を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）に、本市を含む13市町が追加されるとともに、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が示された。

そこで、市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

なお、令和3年4月23日、国において、東京都など4都府県を対象に緊急事態宣言が出されたことを受け、市では、同日付けで法定の新型インフルエンザ等対策本部を設置し、対策に取り組むこととなった。

記

1 市有施設の取扱いについて

期間：令和3年4月28日（水）から同年5月11日（火）まで

午後8時以降及び午後8時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

上記のほか、原則、「まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応」に準じて対応する。

期間：令和3年5月12日（水）から同年5月19日（水）まで

午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

上記のほか、原則、「まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応」に準じて対応する。

2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和3年4月28日（水）から同年5月19日（水）まで

原則として、中止、延期又は規模縮小などを行う。